

新技術立国を経済安全保障と連携 推進するのに有効な特許制度は何か

会員 加藤 朝道



要 約

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の第7期「科学技術・イノベーション基本計画」（答申素案）が、令和8年2月5日公表され、本基本計画は3月27日閣議決定された。基礎研究力の低下、テクノロジーを巡る国家間の競争激化、安全保障環境の変化などの現状認識を踏まえ、「科学技術力は、国家の経済と安全保障の基盤」との認識の下、科学技術・イノベーション推進の方向性として、①科学の再興（基礎研究力の強化・人材育成）、②技術領域の戦略的重点化、③国家安全保障との有機的連携等が挙げられている。③について、デュアルユース研究開発の推進、経済安全保障に係る技術力の強化、研究セキュリティの確保・技術流出防止等が挙げられている。本稿は、イノベーション推進（新技術立国）と国家安全保障の有機的連携推進に有効な特許制度は何か、について考究し、それに最適な制度として、選択的非公開・特許公告制度を提言する。

目次

1. 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の概要
2. 国家安全保障との有機的連携のもとでの開発成果の特許保護の在り方
 2. 1 現行出願公開制度
 2. 2 出願公開の効果の国内外での非対称性
 2. 3 研究開発者の不都合
 2. 4 新領域への挑戦に望まれる特許制度
3. 経済安全保障と新技術立国の連携の要としての選択的非公開・特許公告制度
 3. 1 選択的請求による18月公開の回避
 3. 2 保護可能な範囲の拡大
 3. 3 多国間での国際的研究開発への適合
 3. 4 選択的非公開・特許公告制度の概要
 3. 4. 1 出願公開制度と出願非公開・特許公告制度の並列方式
 3. 4. 2 選択的非公開・特許公告制度とする意義・利点
4. 選択的非公開制度の国際的展開の展望
 4. 1 まず日本で、そして世界へ
 4. 2 米国の選択的非公開制度
 4. 3 日本からの利用可能性
 4. 4 国際的展開の展望
5. 具体的事例
 - 事例1（基本構成）
 - 事例2（展開例1）
 - 事例3（展開例2・PCT出願を行う場合）
 - 事例4（展開例3）米国で非公開出願を行う場合
6. まとめ

1. 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の概要

「科学技術・イノベーション基本計画」は、「科学技術・イノベーション基本法」に基づき、5年ごとに策定する

もの」であり、「第7期「基本計画」(2026～2030年度)については、CSTIに設置した「基本計画専門調査会」において議論・検討」され、令和8年3月27日閣議決定された。

「科学技術・イノベーションを巡る現状」の下に、基礎研究力の低下、科学とビジネスの近接化、テクノロジーを巡る国家間の競争激化、安全保障環境の変化が挙げられ、「科学技術力は、国家の経済と安全保障の基盤」との標語の下、「対応の方向性」として、①科学の再興(基礎研究力の強化・人材育成)、②技術領域の戦略的重点化、③国家安全保障との有機的連携等が挙げられている。

第1章基本的考え方、6. 第7期基本計画の方針において、第1 科学の再興(基礎研究力の強化・人材育成)、第2 技術領域の戦略的重点化、第3 科学技術と国家安全保障との有機的連携(以下略)等、6つの柱が挙げられ、第2章科学の再興においては、「我が国全体の研究活動の行動変革」、「世界をリードする研究大学群等の実現に向けた変革」、「大学・国研への投資の抜本的拡充」を推進、とされ、新たな研究領域への挑戦の抜本的な拡充、科研費等の抜本的拡充と記載されている。

第3章技術領域の戦略的重点化2. においては、「将来の我が国の科学技術力をけん引するような潜在力を有する新興技術や基盤技術の領域を対象とする」、とし、新興・基盤技術領域として、造船、航空、デジタル・サイバーセキュリティ、農業・林業・水産、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靱化、先端医療、製造・マテリアル(重要鉱物・部素材)、モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス(物流)、海洋、防衛の11分野に加え、国家戦略技術領域の6分野が挙げられている。

国家戦略技術領域としては、AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙の6分野が挙げられ、研究開発から産業化までの一貫通貫支援、研究開発投資のインセンティブ重点化が強調されている。

第3の柱、国家安全保障との有機的連携のもとでは、デュアルユース研究開発の推進、関係府省間の連携体制の構築、経済安全保障に係る技術力の強化、研究セキュリティの確保・技術流出防止が挙げられている。

5年間の研究開発投資額は、政府60兆円、官民で180兆円の目標とされる。(参考資料1、2参照)

2. 国家安全保障との有機的連携のもとでの開発成果の特許保護の在り方

このように、AI・先端ロボット、量子、半導体・通信など、デュアルユース研究開発の推進の成果が期待される所、特許としては、どのように保護されるのか、検討する必要がある。

2. 1 現行出願公開制度

通例、現行特許制度の下では、出願は、国家機密上の保全指定(非公開指定)を受けたもの(経済安全保障推進法第5章第65条以下68条、70条等)を除き、出願日(優先権主張のとき、優先日)から18月(1年半)経過後に出願公開される。出願公開により、出願人には、特許権設定登録後、補償金請求権の行使が認められる(特許法第65条)と共に、後願排除力が生ずる(第29条の2拡大先願の範囲)。特許権及び補償金請求権の及ぶ範囲は、日本国内に限られるが、出願公開により技術情報は、瞬時に全世界に伝播する。外国出願(PCTを含む)をしていない場合、当該発明は、外国では自由に利用できる。

2. 2 出願公開の効果の国内外での非対称性

出願公開についての、公開による国内的効果(補償金請求権と拡大先願権)と、公開による情報の世界的伝播の間の効果の国内外の間でのアンバランス(非対称性)が基本的問題として存在する。

現時点で、日本の特許出願のうち、外国出願(PCTの指定国内入りを含む)されるのは、全体の一部にすぎず、大部分の特許出願は、日本のみである。それらの技術情報は、出願公開により、第3者による権利化は阻止されるが、日本から外国へ出願・権利化がされない限り、外国では自由に使い放題、ということになる。特に、近年、特許制度のデジタル化により、公開技術情報は瞬時に世界伝播され、AIの発達によりこの傾向は一層顕著になる。

公開制度が導入された昭和45年(1970)当時、日本語の特殊性もあり、我が国でこのような非対称性は意識さ

れておらず、その後も問題にされていなかった。なお、従前の出願公告制度では出願内容が秘密にされることによる重複研究開発の出願公開による防止論があったが、これは国内産業を孤立的に論ずるものであり、グローバルな視点によるものではなかった。実際のところ、この非対称性は、過去数十年にわたり、後発新興国の急速な発展を助長してきたことは、歴史が示す通りである。日本の発明である希土類（RE）磁石がその典型例である。Fe-RE-B系永久磁石の原出願時1982年には中国には特許制度がなく、1985年特許法導入後も、原出願の公開後のため中国での権利化は困難を極め、野放しとなり、現在では中国は希土類磁石世界シェアの90%以上を占めるに至り、輸出規制によって日本産業を脅かしている。もし選択的非公開制度があればこうした事態は、基本的に防げたはずである。

2. 3 研究開発者の不都合

一方、研究開発者の立場からすると、科学の再興のための「新たな研究領域への挑戦」であればあるほど、基本発明から、その実用化までの一貫通貫の実現のためには、基本発明から一定の時間が必要であり、それが基本発明の出願から18月内に完成する保証は、ない。

基本発明が出願公開されると、それ自体が公知技術となり、自己の基本発明の実用的展開のための出願は、その権利範囲が、基本発明から容易な範囲を超えた範囲（容易とは見なされない範囲）に制限されざるを得ない。したがって、基本発明から容易な範囲は、保護範囲として確保することが困難である、という不都合がある（パテント2025年5月号、40頁3. 出願公開制度の意義と問題点、参考資料5参照）。なお、特許請求の範囲は均等の範囲に及ぶものとされるが、その範囲は、判例により大きく制限されている実情がある。

現行法の下でできることは、高々、基本発明に基づいて国内での権利を確保すると共に、国際的には、PCT国際出願を行い、基本発明の範囲内で、幾つかの外国（指定国）での権利化を図ることに止まる。仮に、基本発明の展開形態に最も重要な実施形態が含まれ、かつ、それが基本発明の公開後に達成されたような場合、展開形態の保護は諦めるしかないことも想定される。

即ち、このように、現行特許制度の下では、基本発明からその実用化段階にわたる一貫通貫の開発がなされたとしても、それに対応して一貫通貫に保護可能な制度になっていないことが現行特許制度の限界として認められる。

2. 4 新領域への挑戦に望まれる特許制度

特許制度は、こうした新領域への挑戦に対して、もっと十分な気配りが必要である。では、どのようにすればよいのか、が問われる。必要に応じ、18月公開を回避して出願の係属を維持すると共に、実施段階の形態にまで基本発明の展開が達成できた段階で、追加の出願を行い、夫々適切な時期に基本発明及び展開発明の特許公告を受けることが可能な制度の導入が望まれる。併せて、必要に応じ請求による特許公告の時期繰り延べ制度が望まれる。これにより、基本発明からその展開形態までの一貫通貫の特許保護が可能になる。

3. 経済安全保障と新技術立国の連携の要としての選択的非公開・特許公告制度

3. 1 選択的請求による18月公開の回避

選択的非公開・特許公告制度によれば、出願人の請求により出願から18月経過後も原出願は非公開に保持され、その間に、原出願の基本発明に基づく展開形態の開発を進めその特許出願を行うことができる。非公開であるから、不特定の第三者（第3国も含む）には原出願の内容は公開されない。審査請求の期間は、現行法に従うものとする。

政府の重点開発技術に指定されれば、原出願の出願後、守秘義務を課した多数の企業・発明者の参加による開発プロジェクトチームを結成し、その内部でのみ参加者の開発情報の交換や更なる開発方向の議論を行うことができる。

3. 2 保護可能な範囲の拡大

このような制度がない場合には、経済安全保障を度外視して特許保護を求めるか、又は、ノウハウとして企業（ないし国家）秘密とするか、選択を迫られることになろう。その意味で、選択的非公開・特許公告制度は、特許保護の範囲を広げる効果も与える。特に、今後予測される、国際情勢の国家間対立激化の下での、特許保護の在り方について、一つの有力な可能性を提供するものである。

3. 3 多国間での国際的研究開発への適合

多国間での国際的研究開発プロジェクトの場合にも、非公開制度のある国であれば、日本国内と同様に、経済安全保障と新技術開発の連携のもとで、各当事国内での特許保護も可能になる。

即ち、選択的非公開・特許公告制度は、新技術開発の推進を、経済安全保障を図りつつ、その開発成果の特許保護も実現可能とする優れた制度である。この制度により、デュアルユースの新技術の開発成果の特許保護が、経済安全保障を図りつつ、実現されることになる。

3. 4 選択的非公開・特許公告制度の概要

3. 4. 1 出願公開制度と出願非公開・特許公告制度の並列方式

選択的非公開・特許公告制度とは、出願公開制度と並列して、請求により非公開の特許公告制度を選択可能な制度（即ち非公開のまま審査後に特許可能な発明のみ公告するルートを選択可能とする制度）をいう。非公開・特許公告制度を出願公開制度に対して並列的に選択制とするのは、現行出願公開制度が、世界標準として存在し、その利用で十分目的を達成可能な発明も多数存在するという事情による。

選択的非公開・特許公告制度における出願の流れの形態は、多様なバリエーションが可能であるが、典型的事例について後述の具体的事例で説明する。本稿において、特許公告は、審査の結果特許される発明に対して行うものであり、昭和34年法の出願公告に代わり現行法に倣うものとする。

出願公開制度（Aルート）と出願非公開・特許公告制度（Bルート）の並列方式により、出願人の選択によりA、Bルートを選択可能とする。Bルートの場合、出願公開はされず審査の結果特許可能になったとき特許公告される。なお、Bルート選択の場合、出願人は、適時Aルートへ変更可能とする。審査請求は、Aルート同様に必要とする。

3. 4. 2 選択的非公開・特許公告制度とする意義・利点

Bルートによれば、出願人は、出願から18月経過後も、特許公告前であれば、当該発明の展開形態について、追加の出願等により、必要に応じて保護を受ける条件が確保される。また、企業秘密確保の都合により又は特許困難な時は、18月経過後においても公開を回避した形で出願を取下げ可能である。

経済安全保障の観点からも、出願非公開・特許公告制度の有用性が認められる。経済安全保障法第5章による出願非公開制度のもとでは、民事・軍事のデュアルユースの技術分野が広汎に検討対象に含まれるが、民事を優先すれば、軍事面で問題が生じる恐れがある、というジレンマが避けがたい。この問題への一つの対応策は、Bルートを選択し、所定の展開形態の確立まで基本出願の特許公告を遅らせることである。なお、請求により、特許公告の時期の繰り延べができることが望ましい。このような制度の下では、仮に第3国がデュアルユースの技術を利用しようとしても、公告の時点で最先の出願人は、一歩も二歩も先行する余裕ができる。

4. 選択的非公開制度の国際的展開の展望

4. 1 まず日本で、そして世界へ

出願公開制度は、現在、あたかも特許の世界標準であるかの如き様相を呈しているが、その沿革から考えると、20世紀後半の特別な時代状況を反映した制度にすぎないことが明らかである。昭和45年（1970）当時、世界各国において、何年にもわたる審査滞貨が増大し、その解決策として審査請求（遅延審査）制度と共に出願公開制度

が導入された。審査請求制度と出願公開制度の導入の沿革は、吉藤幸朔・熊谷健一補訂 特許法概説（11 版）Ⅵ 特許審査手続 319 頁以下、参考資料 6）を参照されたい。それから半世紀以上経過し、デジタル情報化が進行し、さらに、地球温暖化対策、パンデミック対策、エネルギー・食料・産業資源等の安定供給体制の確立、IT-AI 時代のインフラ技術の確立、等々、解決すべき巨大な課題が山積する現代においては、世界史的視点で特許制度の改革に取り組む必要がある。さらに、わが国の置かれた、地政学的・国際的な経済安全保障の観点からも、コペルニクスの発想の転換が、特許制度にも求められている。まずは我が国で取り組み、知的財産制度の先進国としての地歩を固めることが、求められている。

4. 2 米国の選択的非公開制度

米国では、WTO 加盟に伴う出願公開制度導入（1999）以来、出願人の請求による非公開の審査制度が存続している（米国特許法第 122 条（b）公開、（2）除外規定（B）（i）、参考資料 3、4）。その請求の条件は、18 月公開制度のある国または国際機関への出願をしないこと、であり、この請求は、出願人の都合により、いつでも撤回でき、特許発行（公告）まで、出願・審査経過は非公開に保持される。

4. 3 日本からの利用可能性

我が国で非公開制度を選択した場合、米国の非公開申請要件に適合する公算は、十分あると思料する（この点は、政府間交渉も必要）。即ち、日本での非公開制度出願に基づき（必要に応じ優先権を主張して）、米国の非公開出願を行うことができる可能性がある。それに対応して、我が国において、米国における請求による非公開出願に基づき（必要に応じ優先権を主張して）、選択的非公開出願を受け入れることも、相互主義の下で可能になろう。

4. 4 国際的展開の展望

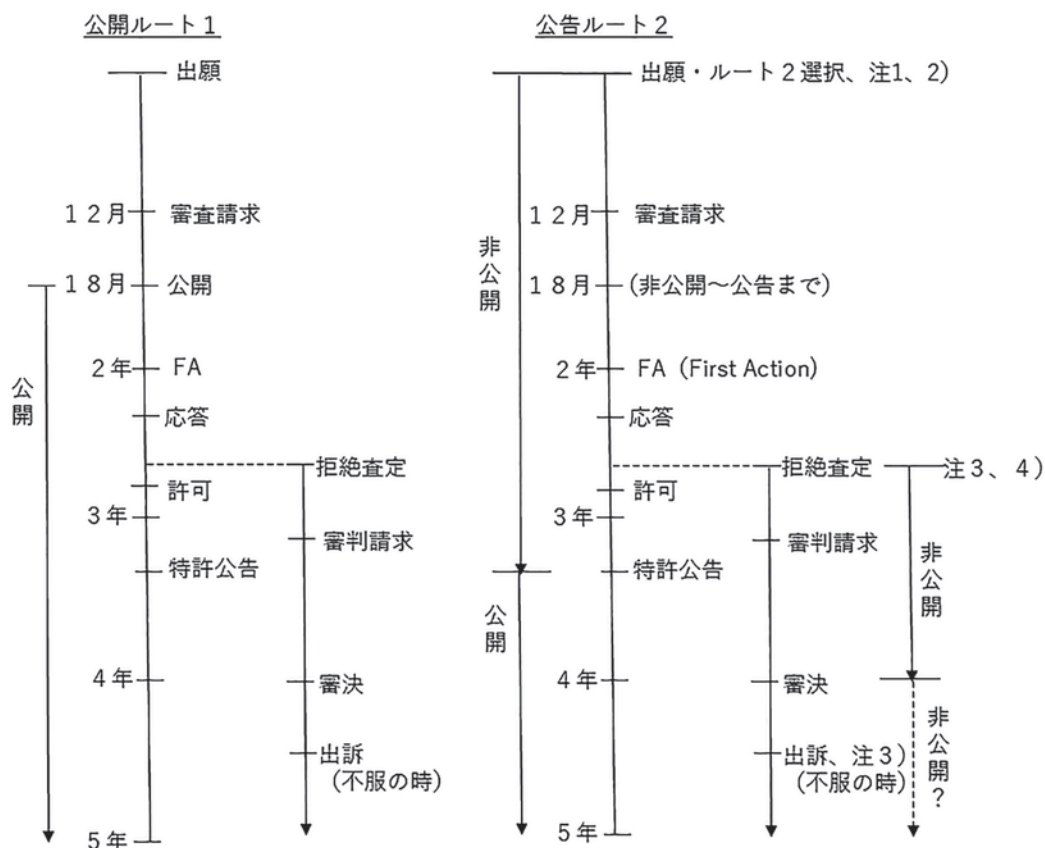
米国のような国が、今後増えるよう、国際的に働きかけることが、本制度の国際的展開のカギとなる。そのようにして、世界のあるべき制度モデルとして世界への拡大も視野に入れることができ、将来的には、PCT 国際段階での選択的な非公開制度の導入が考えられよう。

5. 具体的事例

以下、「公告ルート」の語は、正確には「非公開・特許公告ルート」を意味する。「FA」は、First Office Action（第 1 回拒絶理由通知）を、「許可」は特許査定を、夫々意味する。審査請求は、一例として出願から 12 月としたが、審査請求期限内で、いつでも請求できる。

事例 1（基本構成）

公告ルート 2（非公開）を選択した場合の公開ルートとの対比（特許公告まで非公開とされ、拒絶査定を受けた時は審判も非公開とする）



注 1) 公告ルート 2 は、出願時または、公開ルート 1 で少なくとも公開準備開始前（望ましくは公開前）に選択請求できるものとする。

注 2) 公告ルート 2 は、随時撤回して、公開ルート 1 とすることができる。（公開制度のある外国（PCT など）出願をする場合や、資金公募の為早期公開を要する場合など）

注 3) 公告ルート 2 で、拒絶査定を受けた時、拒絶査定不服審判も非公開とする。審決取消訴訟も非公開とすることが望ましいが、訴訟手続上の検討を要する。この点は、国防機密に係る発明の非公開制度における処分（保全指定など）に対する行政不服訴訟の秘密保持制度の整備の進展にも関係する。

注 4) 公告ルート 2 で、拒絶査定（又は FA 第 1 回拒絶理由通知）を受けた時、その克服が困難視される場合、出願から 18 月経過後でも、出願の取下げ（ないし放棄）をして、開発を続行し、特許可能な発明になった時点で、改めて、出願することができる。また許可（特許査定）を受けたとき、請求により特許公告の延期を行う制度を設けることが望まれる。基本発明に基づく展開形態の出願の余裕を確保するためである。このようにして、出願人は、その企業秘密を確保しつつ、新技術の開発を推進することができる。後の新出願に対して、自己の先願の公開が公知の先行技術として引用されることは回避される。

換言すれば、出願人は、基本発明の出願後において目標とする展開発明に達するまで、自己の内部開発情報について、ノウハウ（企業秘密）としての非公開（秘密保持）を確保しつつ、開発を続け、目標とする展開発明が達成された時点で、その出願を、自己の先出願の公開による不利益を被ることなく、行うことができる。自己の先出願が、許可となった場合にもこれは、妥当する。その場合、不所望の早期特許公告は特許公告の申し立ての延期制度によって、延期することが考えられる。

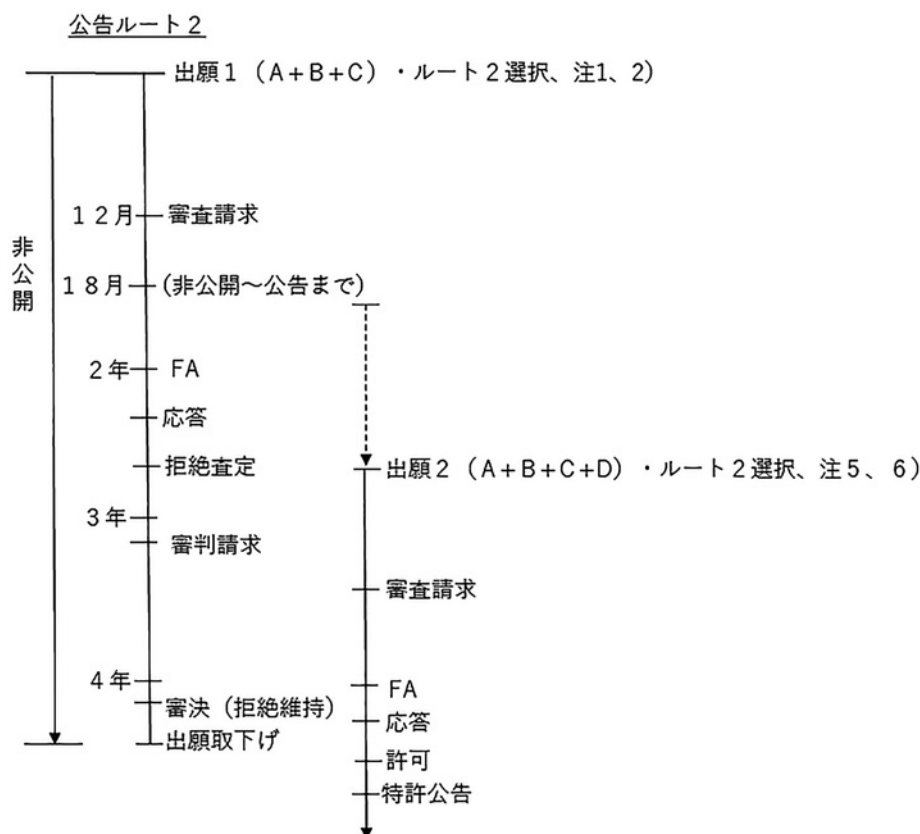
このように、選択的非公開・特許公告制度における選択性とは、出願人の請求によるルート選択により、公告（特許）になるまで非公開とする制度であり、出願人に、本質的に、開発の初期段階での発明成果の更

なる展開の余裕を与え、後の出願で、十全な展開発明の開示を行い、実用レベルでの発明の保護を可能にするものである。

出願人は自己の判断で、出願公開制度を取るか、非公開・特許公告制度を取るか、発明の内容、開発の進行状況、審査の進行状況、公表ないし実用化の予定、その他もろもろの、経済安全保障を含めた経済的・地政学的事情に応じて、有利なルートを選択することができる。その意味で、発明の保護の範囲を実質的に拡張する効果が認められると共に、経済安全保障という地政学的課題にも対応可能な制度が実現される。

事例 2（展開例 1）

公告ルート 2 を選択した場合において、出願 1 は拒絶査定を受けたため新出願 2 を行う場合（出願 2 も公告ルート 2 を選択）

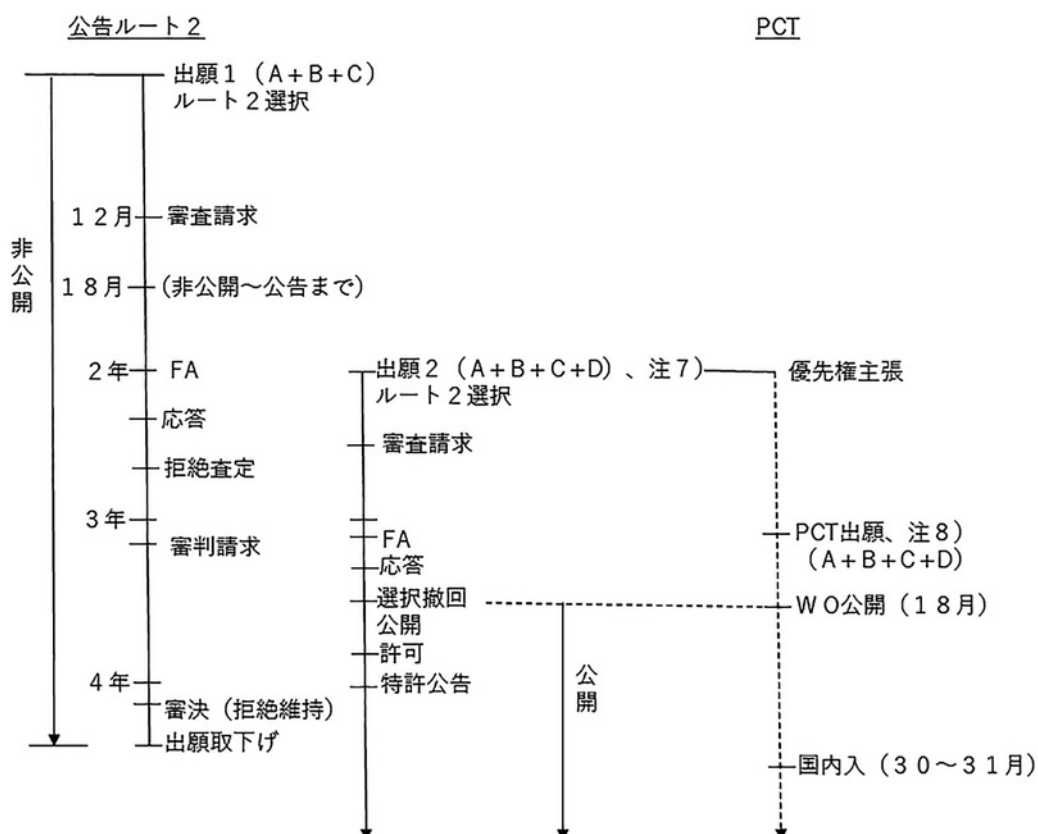


注 5) 公告ルート 2 を選択した場合において、出願 1 (A + B + C) に対してその展開形態の開発が実現したとき、又は出願 1 (A + B + C) に対して拒絶査定（又は FA）を受けた段階で、新出願 2 (A + B + C + D) を行う。この場合、出願 1 (A + B + C) は非公開のままであり、新出願 2 の特許性に負の影響を及ぼさず、許可の可能性は高くなる。なお、新出願 2 は出願 1 の拒絶査定の段階に限らず、発明の展開形態の完成次第いつでも行うことができる。このように、公開ルート 1 に比べると、公告ルート 2 の利点は極めて大きい。

注 6) 注 5) では、出願 2 を (A + B + C + D) としたが、請求項の構成要件 (A + B + C) はそのまま、D として実施例の補充 D (d1、d2、…、dn) を行うケースも考えられる。実施例の補充により (A + B + C) の特有の効果が裏付けられる場合がある。例えば、医薬の場合、ある程度の数の効果裏付けデータ（臨床試験データなど）によって進歩性が認められる場合がある。公告ルート 2 では、そのような場合に極めて有効である。なお D の変形例は無数にあり、同様に適用可能である。

事例 3（展開例 2・PCT 出願を行う場合）

公告ルート 2 を選択した場合において、出願 1 が非公開の間に出願した出願 2 に基づき PCT 出願を行う場合



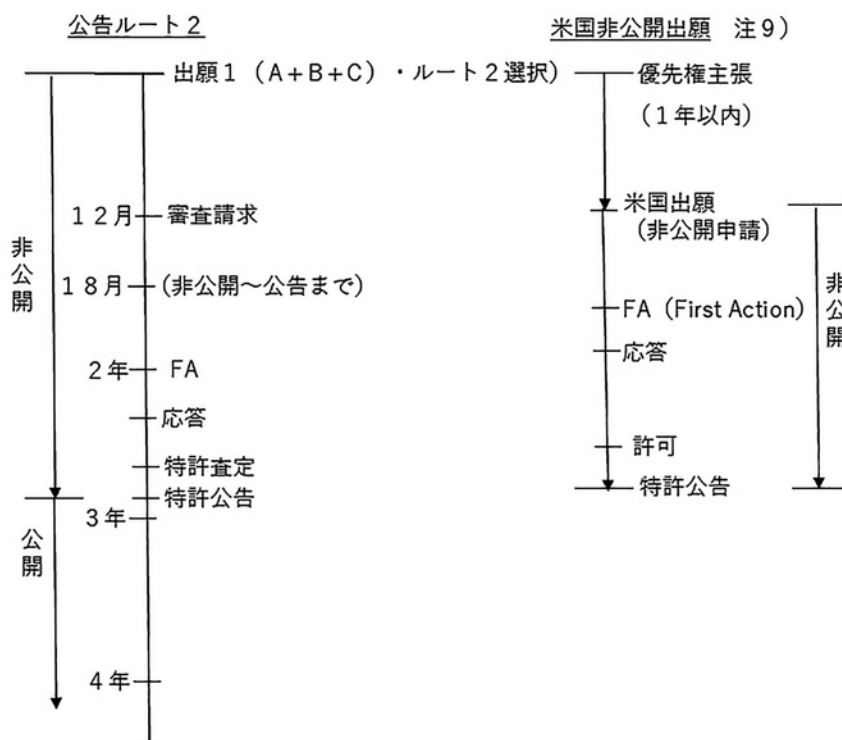
注 7) 出願 2 は、出願 1 (A + B + C) に対する FA の拒絶理由を克服するべく (A + B + C + D) として出願し、ルート 2 を選択する。出願 2 の出願日において、出願 1 (A + B + C) は非公開に保持されるので、出願 2 の特許性に負の影響を及ぼすことはない。なお、出願 2 の出願日は、出願 1 (A + B + C) に対する拒絶理由を克服するべく実施例においてデータ (D) が得られた時点にすればよい。出願 2 は表記例よりも早い、遅い時点とすることができる。

注 8) PCT 出願は、一例として出願 2 の優先権を主張して出願し、その WO 公開は優先日から 18 月後に行われる。WO 公開に対応して、日本出願 2 では、ルート 2 選択の撤回を行い、これ以降、出願 2 及び PCT 出願は、公開された状態で審査が行われる。PCT の各国内入り後の審査において、当初の日本出願 1 は非公開に保たれるので、一般にその審査結果が PCT の各国での審査に負の影響は与えることはない想定される。但し、米国の場合、関連先行技術文献の情報開示 (IDS) の義務があることに留意されたい。

なお、PCT 出願は、さらに様々な態様で行うことができる。例えば、出願 2 と同時に同内容にてその優先権主張することなく行うこともできる。さらに、WO 公開日 (出願日又は優先日から 18 月) を必要に応じ遅らせるため、所望公開日から逆算した日をもって出願することもできる。その間、日本では出願 2 において早期審査により可及的速やかな FA・査定を受けることが望ましい。その結果を見て、なお特許性不十分な場合には、日本出願 2 と PCT 出願の公開前に夫々取下を行うことも可能になる。

事例 4（展開例 3）

公告ルート 2 を選択し、米国で非公開出願を行う場合



注 9) 米国特許法 122 条 (b) (2) (B) (i) による非公開申請の場合（但し、18 月公開制度のある国への出願はしないことが条件）、出願公開はなく、審査の結果付与可能となったとき、特許公告がされる（日本知財学会第 20 回年次学術研究発表会予稿集 1A7、参考資料 3、4 参照）。この申請は日本で選択的非公開・特許公告制度が導入され、非公開・公告ルートを選択した上で米国出願した場合、米国での第 122 条非公開申請の要件に該当し、非公開申請が許容される公算は大きい。逆に米国の非公開申請出願に基づく、日本での非公開・公告ルート出願を許容する相互主義も考えられる。

なお、米国出願の際、優先権の (A + B + C) に、例えば、(A + B + C + D) を加えることもできる。

事例まとめ

以上の事例に示す通り、選択的公告ルート（即ち選択的非公開・特許公告ルート）を出願公開制度と並列的に導入することにより、「伸びる発明をさらに伸ばす特許制度」が経済安全保障を図りつつ実現される。

6. まとめ

第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」を拠り所として、出願公開制度の国内効果と公開情報の国際的伝播の間の国内外での非対称性の問題について論究すると共に、経済安全保障と新技術立国の連携の要としての選択的非公開・特許公告制度の有効性について論究した。基本発明の出願から 18 月を超える長期の開発期間を要するデュアルユース技術の実用化展開開発の開発成果に対する特許保護に有効な制度として、選択的非公開・特許公告制度の意義が明らかとなった。米国にはすでにその先例があり、相互の利用も考えられる。まず日本で、次いで国際展開へ、という国際展開の展望も示した。

国家間の技術覇権の競争が一層先鋭化する現代において、経済安全保障を確保しつつ、如何にしてデュアルユース技術の開発成果の特許保護を有効に進めるかは、一国の将来を左右する重要な課題であり、その検討を今始めることは、喫緊の課題である。

参考資料

1. 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」令和8年3月27日閣議決定
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>
(最終閲覧日令和8年3月28日)
2. 第7期「科学技術・イノベーション基本計画」のポイント
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7gaiyo.pdf>
(最終閲覧日令和8年3月28日)
3. 新米国特許法（A IA）対訳付き、服部健一、発明推進協会、平成25年1月31日初版、169-173頁、第3篇条文、第122条）
4. 日本知財学会第20回年次学術研究発表会予稿集1A7、米国の非公開制度について、（拙稿）
5. パテント2025年5月号（Vol.78, No.6）39頁、第30回知的財産権誌上研究発表会（テーマ：これからの時代の知財のあり方）応募論文、「伸びる発明をさらに伸ばす特許制度へ向けて―出願公告制度の選択性、新規性猶予の拡充、部分継続出願の導入を―」（拙稿）
注：40頁、3. 出願公開制度の意義と問題点11行、「第6章」は、「第5章」の誤記。
6. 吉藤幸朔・熊谷健一補訂 特許法概説 有斐閣11版1996（初版1968）Ⅵ特許審査手続319頁以下、1 審査主義と無審査主義（2）技術革新下における審査主義の限界と近代化321-332頁、2 出願公開324-325頁、3 出願審査の請求332-333頁
「審査請求しない場合は、経済的負担（審査請求料・特許料の納付等）が少ないことはもちろん、（中略）あえて特許権を取得する必要がないと判断する出願については審査請求しないであろう。とすれば、全出願を審査しなければならない従来の方式に比べ、相当数の出願が審査から脱落し、全体として審査の促進を図ることができる。」323頁

（原稿受領2026.2.4）